

社会福祉法人パール パール代官山 介護老人福祉施設契約書

＜平成 27 年 4 月 1 日現在＞

様（以下「利用者様」といいます）と特別養護老人ホーム「パール代官山」（以下「事業所」といいます）は、介護老人福祉施設におけるサービスのご利用について次の通り契約いたします。

○第 1 条（契約の目的）

事業者は、利用者様に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者様は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○第 2 条（契約期間と契約の終了）

- 1 契約期間は令和 年 月 日から、利用者様の要介護認定の有効期間満了日までです。
- 2 契約満了の 7 日前までに、利用者様から事業者に対して申し出がない場合、契約は自動更新されます。
- 3 利用者様は、次の事由に該当した場合、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業所が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ②事業所が利用者様の名誉を著しく傷つけた場合
 - ③事業所が利用者様やその家族様に、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 4 事業所は、利用者様又は家族様等の関係者様が、事業所や事業所の職員、他の利用者様に対して本契約を継続しがたいほどの業務の妨害や不信行為等を行った場合、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者様の要介護区分が、要支援、要介護 1、要介護 2、または自立と認定された場合
 - ②利用者様が死亡された場合
 - ③利用者様のサービス利用料金が支払われず、再度請求を受けたにもかかわらず、7 日以内にお支払いいただけない場合
 - ④やむを得ない事情により、事業所が当施設を閉鎖、縮小する場合

○第 3 条（料金）

- 1 事業者が提供する介護老人福祉施設サービスに対する料金規定は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。利用者様は、【契約書別紙】に定める利用料金等をもとに計算された合計額を支払います。
- 2 保険料の滞納により保険給付金が事業者を支払われない場合、厚生労働大臣が定める介護老人福祉施設サービス費を事業者にお支払いいただきます。その際、事業者はサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日関係市区町村窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

○第 4 条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に施設介護サービスの計画の作成に関する業務を担当させます。介護支援専門員は利用者様について解決すべき課題を把握し、目標、その達成時期、サービス内容、留意点などを盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- 2 事業者は 6 ヶ月に 1 回、もしくは利用者様の心身状態の変化、ご家族の要請に応じて施設サービス計画の変更を検討します。
- 3 施設サービス計画の作成・変更の際は、その内容を利用者様、ご家族に説明いたします。

○第5条（秘密保持）

- 1 事業所および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びその家族様に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者様または家族様から同意を得ない限り、利用者様または家族様の個人情報を用いません。

○第6条（賠償責任）

- 1 事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を適正に賠償します。
- 2 ただし、利用者様が契約締結時に、その疾患及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことによって損害が発生した場合には、その限りではありません。

○第7条（中途退所）

- 1 利用者様は事業者に対して申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の利用料金は事業所と合意した退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者様の体調が良好でなく施設の生活に支障があると判断した場合、または施設で提供できない医療行為が必要となった場合サービスを中止することができます。この場合の料金は退所日までの日数を基準に計算します。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者様が入院し3ヶ月を超える場合、本契約は終了となります。この場合の料金は入院日（退所日）までの日数を基準に計算します。

○第8条（急変時の対応）

事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者様の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとるなど必要な対応をいたします。

○第9条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置します。そして、自ら提供したサービスに関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

○第10条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者様と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って、協議の上定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者様、事業所が署名捺印の上、1通ずつ保有します。

◇契約締結日 令和 年 月 日

◇事業者 事業者氏名 社会福祉法人パール 特別養護老人ホーム「パール
代官山」
住 所 東京都渋谷区鉢山町3番27号
Tel.03-5458-4811
代表者氏名 理事長 新谷弘子



◇利用者様 住 所
氏 名

印

◇代理人 住 所
氏 名

印

特養・契約書別紙（利用料）

令和6年8月1日改定

1. 法定料金 (単位:円)

(1) 基本サービス料金

①施設利用料 多床室（2人・4人部屋）

要介護度	介護 単位 数	基本 料金 (1日につき)	一割負担額		二割負担額		三割負担額	
			負担額	※1ヵ月あたり 負担額	負担額	※1ヵ月あたり 負担額	負担額	※1ヵ月あたり 負担額
要介護1	589	6,420	642	19,902	1,284	39,804	1,926	59,706
要介護2	659	7,183	719	22,289	1,437	44,547	2,155	66,805
要介護3	732	7,978	798	24,738	1,596	49,476	2,393	74,183
要介護4	802	8,741	875	27,125	1,749	54,219	2,623	81,313
要介護5	871	9,493	950	29,450	1,899	58,869	2,848	88,288

※施設利用料については、所得に応じた減免措置制度があります。

②すべてのご利用者対象（職員配置により加算項目に変動があります）

加算項目	介護 単位数	基本 料金	内容	自己負担/日額		
				一割	二割	三割
初期加算	30	327	入所日から30日以内の期間で算定。 30日以上入院後の再入所も同様。	33	66	99
日常生活継続支援加算	36	392	重度者等の一定以上受入れを実施。	40	79	118
安全対策体制加算	20	218	組織的に安全対策を実施する体制を整備	21	43	65
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40	545	利用者の心身状況を厚生労働省に提出	54	109	163
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	239	介護福祉士を80%以上配置。	24	48	72
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28	305	夜勤職員の規定以上の配置。また、喀痰吸引 登録事業者で実施可能職員を配置。	31	61	92
看護体制加算Ⅰ	6	65	常勤看護師1名以上配置。	7	13	20
看護体制加算Ⅱ	13	141	看護師配置基準+1名以上を配置。 24時間の連絡体制。	15	29	43
精神科医師体制加算	5	54	精神科医師が月2回以上療養指導実施。	6	11	17
栄養マネジメント強化加算	11	119	管理栄養士が栄養マネジメントを実施。	12	24	36
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	130	常勤機能訓練指導員を1名以上配置。	13	26	39
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	109	介護ロボットやICT等の活用	11	22	33
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	32	個別の褥瘡ケア計画作成と褥瘡管理の実施。	4	7	10
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	141	個別の褥瘡ケア計画作成と褥瘡管理の実施。	15	29	43
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	10	109	個別の褥瘡ケア計画作成と褥瘡管理の実施。	11	22	33
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の更なる処遇改善加算。算定単位数の1,000分の140の単位数。			法定料金	R6.6月より	

③対象ご利用者のみ

経口維持加算(Ⅰ)	400	4,360	医師の指示に基づき多職種で経口摂取の 維持計画作成と実施。(1月につき)	436	872	1,308
経口維持加算(Ⅱ)	100	1,090	上記に加えて歯科医師、歯科衛生士等 が加わる。(1月につき)	109	218	327
療養食加算	8	87	食事提供が管理栄養士または栄養士によって 管理 利用者の年齢・心身の状況によって適切 な栄養量・内容の食事を提供	9	17	26
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	981	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が 月2回以上、口腔ケアを実施。(1月につき)	99	197	295
看取り介護体制加算Ⅰ	死亡日以前31日以上45日以下 1日につき 72単位を加算 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 144単位を加算 死亡日以前2日又は3日 1日につき 680単位を加算 死亡日 1日につき 1280単位を加算			法定料金		
外泊時費用	246	2,681	入院または外泊の際、1月に6日を限度に算定。	269	537	805
退所時等相談援助加算等	自宅への退所時、相談等に応じます。			法定料金		

(2) 居住費・食費の負担額（介護保険対象外）

利用者負担段階	対象者		居住費/日額	食費/日額
			多床室	
第一段階	生活保護受給者		0	300
	高齢福祉年金受給者			
第二段階	市町村 税本人 非課税	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	430	390
第三段階(1)		課税年金収入80万円超120万以下の方	430	650
第三段階(2)	市町村 税世帯 非課税	課税年金収入120万円超の方	430	1,360
第四段階	上記以外の方		915	1,745

食費1,745円の内訳:朝食 495円・昼食 625円・夕食 625円

2. その他サービス料金

(単位:円)

(1) サービス費用

サービス項目	サービス内容	単位	金額
日用品費	保湿液、歯ブラシ、口腔ブラシ、歯磨き粉等	1日	実費
ベッド確保料	入院等で居室を確保する場合 (ショートステイの方にご利用頂く期間は発生しません)	1日	2,000
電気代	居室に電化製品をお持ちの場合	1製品1日	80
テレビレンタル	施設のテレビを居室でレンタルする場合	1日	100
理美容代	出張理容業者を利用の場合	1回	実費
医療費	内服薬代等		実費
クラブ活動費	入所者の選択により活動を行った際の材料費等	1回	実費
外食	入所者の選択により活動を行った際の食事料金等	1回	実費
バスバイク代	入所者の選択により活動を行った際の観覧費等	1回	実費
写真代	行事等で撮影した写真を印刷する場合	1枚(L版)	60
特別な食事の提供費	記念日等にご家族と一緒に特別なお食事を用意致します。		実費
趣味・嗜好品	ご本人のご希望で趣味・嗜好品を購入した場合		実費
嗜好食の提供費	ご希望により主食をパン食に変更して提供致します。	1食	60
死後の処置料	死後の処置を行った場合	1回	20,000
死後の処置セット代	死後の処置にかかる材料費	1セット	5,000

※その他、個別にご希望されたサービスについては、その都度実費をいただきます。

(2) 文書料

サービス項目	単位	金額
死亡診断書料	1部	3,500
診断書料	1部	3,000以上
サービス記録の謄写	1枚	20

3. お支払方法

当該月の利用料は月末に精算し、翌月の中頃にご請求いたします。

上記の同意を証する為、本書2部を作成し、事業者、ご契約者が署名捺印又は記名捺印の上、各1部を保有します。

令和 年 月 日

事業者説明者

ご契約者 住所

特別養護老人ホーム パール代官山

(ご利用者) 氏名

生活相談員

代理人住所

事業者

社会福祉法人 パール

(立会人、ご家族等)

氏名

理事長 新谷 弘子



契約者(利用者)とのご関係